

◇教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する  
規則

- 1 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 令和7年4月から同年11月までの各月分の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給料  
及び報酬の額の算定方法の特例を定めることにしました。
- 3 令和7年4月から同年11月までの各月分の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の通勤  
手当及び通勤に係る費用弁償の額の算定方法の特例を定めることにしました。
- 4 この規則は、令和7年12月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の  
日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。

（総務局人事部給与課）